

資格取得に係わる単位認定に関する規程

制 定 平成11年 4 月 1 日

最終改正 令和 7 年 2 月12日

(目的)

第1条 この規程は、小山工業高等専門学校学則（昭和40年 4 月 1 日制定。）第26条の4の規定に基づき、小山工業高等専門学校（以下「本校」という。）における資格取得に係わる単位の認定に関する事項を定めることを目的とする。

(認定の対象)

第2条 この規程における資格取得によって単位と認定される対象は、本校が適切と認める別表の技能検定及び資格試験で合格したものをいう。

(単位認定科目と認定単位数)

第3条 取得資格に対応する単位認定科目と認定単位数については、別に定める。

(認定単位数)

第4条 認定される単位数は大学、他高専における履修に係わる単位及びキャリア教育に係わる単位と合わせて6単位以内とする。

(単位認定申請)

第5条 学生は、単位の認定を受けようとするときには、2月末までに合格証明書又は成績証明書等を添えて校長に申請するものとする。ただし、第5学年にあっては、1月末までに申請するものとする。

(単位の認定)

第6条 前条の規定により申請のあった学修に関する単位の認定は、判定会議の議を経て、校長が行う。

2 単位認定は、認定申請を行った年度に在籍する学年の単位とする。ただし、上級学年への進級単位としては認めない。

附 則

この規程は、平成11年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年 1 月 6 日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 この規程は、この規程の施行日以降第1学年に入学する者から適用する。

3 この規程の施行日に第2学年以上に在籍している者の適用については、旧規程は、なおその効力を有する。ただし、学年課程の修了を認められず原学年にとどまることになった者で、第2項の学年に在籍することになった者については、この規程を適用する。

附 則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

2 平成28年度以前に入学した者（学年課程の修了が認められず、平成29年4月1日に第1学年に在籍することになった者を除く。）に係る認定単位数は、この規程第4条の規定にかかわらず、インターンシップに係わる単位及び大学、他高専における履修に係わる単位と合わせて6単位以内とする。

附 則

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

2 平成30年度以前に入学した者に係る認定単位数は、この規程第4条の規定にかかわらず、インターンシップに係わる単位、大学、他高専における履修に係わる単位及びキャリア教育に係わる単位と合わせて6単位以内とする。

附 則

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

2 平成30年度以前に入学した者に係る認定単位数については、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。